

本への関心を高める  
岩手オリジナル教材等制作業務

業務仕様書

令和 7 年 7 月

文学の国いわて実行委員会

この「業務仕様書」は、文学の国いわて実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「本への関心を高める岩手オリジナル教材等制作業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、実行委員会が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 目的

全国的にも読書機会が減少傾向にある中、読書習慣のある学童期に、本県が多くの作家を輩出する地域であることを伝えるため、岩手ゆかりの作家を紹介し、作家を通して本への関心を高める岩手オリジナル教材の制作、展示パネル等教材の活用につながるデータ制作を行い、県内で広く普及されることにより、幅広い世代の読書意識を醸成するとともに、岩手の文字・活字文化への関心を高める。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月10日（火）まで

## 3 業務概要

- (1) 学童期（小学5・6年生）を対象とした教材の制作（紙媒体・電子書籍）
- (2) 教材を活用した電子データの制作

## 4 業務内容

### (1) 全体について

- ア 受託者は、本業務の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て実施すること。
- イ 受託者は下記業務内容に記載の各事業の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について実行委員会と協議の上で決定し、進捗状況を実行委員会に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに委託業務報告書を作成し、実行委員会に提出すること。
- オ 事業の実施に当たっては、文字・活字文化の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。
- カ 原稿執筆者等関係者との調整等のほか、許諾に要する一切の業務を行うこと。
- キ 本業務に係る一切の経費（原稿料、制作費、謝礼、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て事業費に含むものとする。
- ク スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。

### (2) 学童期（小学5・6年生）を対象とした本への関心を高める教材の制作

#### ア 対象

県内の小学5・6年生

※大学生や図書館職員、読書ボランティア等幅広い世代が理解を深める教材としても活用できるものとする。

#### イ 執筆者

執筆者は、岩手ゆかりの作家、脚本家、書店員、図書館司書など

20名以内を予定していること。

[想定する作家]

阿部暁子氏、五十嵐律人氏、柏葉幸子氏、くどうれいん氏、柚月裕子氏、日上秀之氏 など

## ウ 制作サイズ・頁数

- ① 教材は、カラーとし、A5又はB5版で制作すること。
- ② ページ数は、48頁以内とすること。

## エ 制作形態及び部数

- ① 紙媒体として配付する教材 20,000部
- ② 電子書籍

### 〔紙媒体の配付先〕

- ・県内小学校（小学校5・6年生用）：19,000部  
※令和8年度の小学校5・6年生の児童が使用する教材として配付する。
- ・学校図書館、公立図書館、市町村、読書ボランティア、大学等：1,000部

## オ 教材の構成について

教材は、実行委員会において協議・決定した構成・項目をもとに制作すること。

なお、執筆者は実行委員会で候補を決定し、受託者において、執筆者との調整を行うものであること。

また、制作内容については、業務委託契約締結後、実行委員会と受託者において協議の上、決定するものであること。

### 〔岩手オリジナル教材の構成等（予定）〕

章	項目・内容
本から広がる世界	メッセージ *みんなに伝えたい本の魅力、本との出会い
	1 作家が語る本の世界 ○子どものときに読んできた本を語る ○みんなに読んでほしい本や読書することの楽しさを伝える ○漫画から活字に触れる (作家のメッセージが読者の心に働きかける漫画の力) 2 私と読書 ○幼少期からの読書体験が現在の自分をつくっていることを語る ○読書をしてきてよかったこと
コラム	1 本をつくるということ *本ができるまでに関わる人、どのようなことが行われているかを紹介 2 書店の楽しみ方 *書店の魅力、書店の楽しみ方を伝える 3 図書館の楽しみ方 *図書館の魅力、図書館の楽しみ方を伝える 4 本の楽しさを伝える読書ボランティア *みんなに読んでほしい本を選び、伝えること 5 本を読んで本の面白さを語り合おう *本を読んで語る楽しさを知る、友人に本を紹介してみよう
作家リスト	*岩手ゆかりの作家、書籍の紹介
年表	*岩手ゆかりの作家の文学賞受賞を年表で紹介

## カ 教材のデザイン等

- ・ デザインについては、児童が手に取り、読んでもらうことができるよう、岩手ゆかりの漫画家のイラストの掲載やデザインに配慮して制作すること。
- ・ 岩手オリジナル教材の表紙を始め、教材の中身についても、児童の興味・関心を高めるデザインにより制作すること。

## キ 業務内容等

- ① 教材に執筆いただく作家等への原稿制作の依頼や出版社への許諾の確認など必要な調整を行うこと。
- ② 作家等が執筆した原稿の編集作業を丁寧かつ適切に行うこと。  
また、編集作業にあたっては、必要に応じて、実行委員会が指名するコーディネーターの意見を反映すること。
- ③ レイアウトの構成や補正等必要な調整・確認を行うこと。
- ④ 原稿レイアウトの作成、組版、編集、校正、印刷、冊子製本など、教材制作の一切の業務を行うこと。
- ⑤ 教材を県ホームページ等でも公開できるよう電子書籍としても制作すること。
- ⑥ 印刷・製本した紙媒体の教材のうち、児童配付用（19,000部）は、県内の小学校に納品すること。  
1,000部は県に納品すること。

### (3) 教材を活用した電子データの制作

- ・ 読書推進に関わる各種イベント等で使用するパネルやPOP、リーフレットなど、教材に掲載された情報を活用して電子データで制作すること。
- ・ 制作する電子データについては、読書意識の醸成や文字・活字文化の振興につながる効果が高められる展開事例を併せて提案すること。  
ただし、広報や広告など教材自体のPRに関する提案はしないこと。
- ・ 本データは、県内の書店や図書館等の関係機関のほか、記念館や観光客が訪れる場所などでの活用を想定しているものであること。
- ・ なお、制作にあたっては、作家や出版社等に使用目的や方法を明確に伝えるとともに、権利関係の必要な手続きや確認を漏れなく行うこと。

### (4) 留意事項

- ・ 本業務は、文化庁国庫事業「令和7年度文字・活字文化資源活用推進事業」により、実施するものであり、岩手県が文化庁に提出している計画に基づいて業務を行うものであることから、教材制作や教材を活用した電子データ制作に関連のあるもの以外の提案（広報等）は行わないこと。
- ・ 当該業務は、文化庁と岩手県において、業務委託契約を締結し、同庁から県が受託されて業務を行うものであることから、受託者においては、経費の支出にかかる領収書の提出が必要であること。  
なお、岩手県（実行委員会）への業務完了報告書の提出にあたっては、見積書で示す各経費の支出に当たる領収書を徴取の上提出すること（ただし、一般管理費にかかる領収書の提出は不要であること）。

### (5) 納品物

委託事業により制作した次の物を実行委員会に納品すること。

なお、アの電子書籍及びイの電子データは、DVDに格納し、各3部提出すること（1部：文化庁提出、2部：実行委員会保管）

〔納品するもの〕

ア 岩手オリジナル教材〔紙媒体・電子書籍データ〕

イ 教材を活用して制作した電子データ

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を実行委員会に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 実行委員会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 実行委員会は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、実行委員会に対して文書により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から実行委員会（岩手県）に移転することとするが、その詳細については、実行委員会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (7) その他

この仕様書に記載のない事項については、実行委員会と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。